

◎新潟県告示第603号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年7月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柴倉津川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
東蒲原郡阿賀町大倉字柏木乙656番から	新	8.9～185.8メートル	132.2メートル
同郡同町大倉字柏木乙656番まで	旧	8.0～15.0メートル	133.0メートル